

平成30年第3回熊野町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成30年8月22日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年8月22日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(0名)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫
民生部次長	時光良弘

建設部次長	堂 森 憲 治
建設部技術次長	林 武 史
教育部次長	隼 田 雅 治
財務課長	桐 木 和 義
危機管理課長	西 岡 隆 司
地域振興課長	西 川 伸一郎
税務課長	須 賀 雅 彦
高齢者支援課長	西 村 ゆ り
住民課長	佛 圓 至 裕
子育て・健康推進課長	立 花 太 郎
生活環境課長	宗 像 雅 充
都市整備課長	福 嶋 春 樹
上下水道課長	寺垣内 栄 作
生涯学習課長	榎 並 正 和
会計課長	穂 坂 俊 彦

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 西 村 隆 雄 |
| 議会事務局書記 | 永 谷 望   |

~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 4 議案第 4 9 号 専決処分した平成 3 0 年 7 月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第 5 0 号 専決処分した平成 3 0 年度熊野町一般会計補正予算 (専決第 1 号) の報告及び承認について

日程第 6 議案第 5 1 号 専決処分した平成 3 0 年度熊野町公共下水道事業特別会計
補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認について

日程第 7 議案第 5 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 発議第 1 号 熊野町議会災害対策特別委員会設置に関する決議

追加日程第 1 熊野町議会災害対策特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~

## 9 . 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 3 0 年第 3 回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 0 番大瀬戸議員、1 1 番藤本議員、1 2 番山野議員の 3 名を指名します。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 9 時 3 1 分）

（再開 9 時 3 3 分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第 3、報告第 4 号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を

求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第4号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして御説明申し上げます。

本年5月13日の午後、熊野北農道を走行中の自家用軽自動車に対し、アスファルト舗装に生じた陥没を原因としてタイヤに損害を負わせた物損事故が発生いたしました。この修理に要した費用として9,706円を弁済するとする示談が成立したことから、損害賠償の額を定め、本年6月5日に専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第4、議案第49号、専決処分した平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第49号、専決処分した平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例につきましては、本年7月に発生した豪雨に伴う被災者に対して、災害発生日以降に納期限が到来する町税における税額について減免措置を講ずるもので、迅速かつ円滑に事務を執行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により制定したものでございます。内容は、各税とも罹災証明書の判定による損害の程度に

基づき減免の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 須賀税務課長。

~~~~~

税務課長（須賀） 議案第49号、平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の詳細について、御説明申し上げます。

平成30年7月豪雨による被災者に対する減免措置等についての国の通知では、災害が地方公共団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方税法第323条等の規定に基づき、その都度、条例を定めて減免することとし、災害を受けた日以降に納期限が到来する税額について、国の基準に基づき減免措置を講ずることとなっております。

この基準との整合を図るとともに事務を効率的に執行するため、罹災証明書の判定による損害の程度に応じて減免の措置を講ずることができるよう、平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を制定したものでございます。

それでは、お手元の資料1ページ、資料1をごらんください。

まず、1、町民税の減免でございますが、 の表をごらんください。納税義務者が「死亡した場合」、「生活保護を受けることとなった場合」には10分の10を、「障害者となった場合」には10分の9について減免するものでございます。

次の 居住する住宅が損壊した場合でございますが、罹災証明書の判定による損害の程度が「半壊」以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者に対し、合計所得金額別に、「半壊」または「大規模半壊」と判定されたときの割合、「全壊」と判定されたときの割合ごとに減免割合を設定したものでございます。例えば、罹災証明書の判定による損害の程度が「半壊」または「大規模半壊」で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるときは、減免の割合が2分の1となり、「全壊」の場合は免除となるものでございます。

なお、 と の双方に該当する場合は、減額または免除の割合の大きい方を適用するものでございます。

次に、2、固定資産税の減免でございます。

まず、家屋でございますが、罹災証明書の判定による損害の程度により、軽減または免除の割合を設定したものでございます。「全壊」と判定されたときは全部を免除し、「大規模半壊」と判定されたときは10分の8、「半壊」と判定されたときは10分の6、「床上浸水」と判定されたときは10分の4を軽減するものでございます。

続いて、土地でございますが、災害により原状に復することが困難で、本来の使用ができなくなった土地が対象となり、当該土地における被害面積の割合によって、軽減または免除の割合を設定するものでございます。

そして、償却資産でございますが、「廃棄または復旧不能のとき」は全部免除としますが、修復できる場合には、当該償却資産の評価額に対する修理費の割合で軽減割合を設定したものでございます。

土地、償却資産は、罹災証明書の判定による損害の程度では判断できないため、個別に相談、減免申請をしていただくようになっております。

続いて、3、国民健康保険税の減免でございます。

の表をごらんください。納税義務者またはその世帯に属する被保険者が「死亡した場合」には10分の10を、「障害者となった場合」には10分の9について減免するものでございます。

次に、居住する住宅が損壊した場合でございますが、罹災証明書の判定による損害の程度に応じて減免割合を設定したものでございます。「全壊」のときは、全部を免除、「半壊・大規模半壊」及び「床上浸水」のときは、2分の1を減免するものでございます。

なお、との双方に該当する場合は、軽減または免除の割合の大きい方を適用するものでございます。

3税とも共通することでございますが、基本的に、減免申請書を提出するように規定をしておりますが、町所有の台帳により、納税義務者等の状況、罹災証明書の内容が確認でき、減免すべき事由が明らかであると認められる場合には、罹災証明申請書を減免申請書とみなし、減免申請書を提出することなく、迅速かつ円滑に減免処理を執行し、8月下旬には減免に係る通知書を対象者に送付させていただくよう、現在準備を進めております。

4、施行期日につきましては、平成30年8月7日施行、平成30年7月5日から適用することとしております。

以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ちょっと伺いたいのは、まずこの全壊とか半壊とか、この基準、判断する基準というのが、どういうか、裏づけというか、法律的なものがあるのかどうなのか。それから、もう一つは、それを判断する人は誰なのか。どういう立場の人が判断して決めていくのかというのを教えてもらいたいと思います。

議長（山吹） 答弁を。宗條総務部長。

総務部長（宗條） 罹災証明書の被害認定の状況につきましては、国のほうのガイドラインがございますので、それに沿って、まず外観等の調査をしまして、必要に応じて屋内の状況、浸水の状況であるとか、土砂の堆積状況であるとか、事細かい基準がございますので、それに基づいて、ガイドラインに基づいて被害認定を行っていくということになっております。この調査につきましては、町の職員のほうで実施をしたというところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第5、議案第50号、専決処分した平成30年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第50号、専決処分した平成30年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

平成30年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,612万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,502万4,000円とするもので、平成30年7月豪雨災害の被災に伴う応急救助及び復旧・復興に必要な予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

内容につきましては、歳入において、土木施設等の復旧に係る国庫支出金、災害救助費及び災害弔慰金等の県支出金を計上し、歳出において、災害救助及び復旧・復興等に要する経費を計上するものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） それでは、議案第50号、専決処分した平成30年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。

18ページをお開きください。

11款・分担金及び負担金の1項・負担金では、農地災害の復旧工事に伴う農林災害復旧費負担金1,800万円を、13款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、公共土

木施設災害復旧負担金 2 億 9,106 万 4,000 円、熊野第二小学校プール周辺の土砂撤去に伴う公立学校施設災害復旧負担金 400 万円を、2 項・国庫補助金では、衛生費補助金の災害廃棄物処理事業補助金 1 億 7,215 万 4,000 円、災害復旧費補助金の農地災害の復旧工事に伴う農林水産業災害復旧費補助金 5 億 400 万円、宅地内土砂排出に伴う都市災害復旧費補助金 2,850 万円、ページをめくっていただき、筆の里工房駐車場及び町民グラウンド南側水路土砂浚渫工事に伴う公立社会教育施設災害復旧費補助金 2,166 万 6,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

14 款・県支出金の 1 項・県負担金では、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の応急救助に伴う災害救助費等負担金 2 億 4,171 万 6,000 円、災害により亡くなられた方の遺族に支給する災害弔慰金に伴う災害弔慰金等負担金 3,187 万 5,000 円、17 款・繰入金では、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金 5 億 617 万 9,000 円、町単独で施工する公共施設の復旧工事に係る公共施設等整備基金繰入金 1 億 4,172 万 7,000 円を、19 款・諸収入では、災害廃棄物に係る資源物売却益 344 万円をそれぞれ計上するものでございます。

22 ページをお開きください。

20 款・町債では、公共土木施設等災害復旧事業債 1 億 4,970 万円、農地等災害復旧事業債 6,030 万円、熊野第二小学校プール周辺の土砂撤去に係る公立学校施設災害復旧事業債 100 万円、筆の里工房駐車場及び町民グラウンド南側水路土砂浚渫工事に係る公立社会教育施設災害復旧事業債 1,080 万円の計上でございます。

次の 24 ページから歳出となります。

3 款・民生費の 1 項・社会福祉費では、ボランティアセンター運営事業において、災害対応に伴う熊野町社会福祉協議会補助金 237 万 6,000 円を、4 項・災害救助費では、被災者支援事業において、災害弔慰金及び見舞金 5,120 万円、災害救助事業においては、応急救助に伴う職員諸手当、避難所の設置及び応急仮設住宅の供与等に要する経費 2 億 8,602 万 4,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

26 ページ下段をごらんください。

4 款・衛生費の 2 項・清掃費では、災害廃棄物処理事業においては、仮置き場等の瓦れき・土砂等の廃棄物運搬処理、環境影響測定による土質等の調査及び家屋撤去処分等に要する経費 4 億 7,360 万 5,000 円の計上でございます。

28 ページ中段をごらんください。

5 款・農林水産業費の 2 項・林業費では、大原ハイツ緊急道路新設事業において、緊急道路新設に伴う鑑定手数料、実施設計業務委託及び工事に要する経費 2,897 万円を計上するものでございます。

30 ページをお開きください。

7 款・土木費の 4 項・都市計画費では、熊野町公共下水道事業繰出金 500 万円、宅地内堆積土砂排除事業においては、宅地内に堆積した土砂の搬出に要する経費 5,700 万円、5 項・住宅費では、応急仮設住宅事業において、仮設住宅となるコーポラス熊野の修繕工事等に要する経費 405 万 2,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

8 款・消防費の 1 項・消防費では、豪雨災害復旧支援事業において、行方不明者捜索等の消防団活動等及び罹災証明関係に要する経費 2,450 万 3,000 円を計上するものでございます。

32 ページ中段をごらんください。

10 款・災害復旧費の 1 項・農林水産施設災害復旧費では、農地及び農業用施設災害復旧事業において、農地等の復旧に要する経費 6 億 205 万 9,000 円を計上するものでございます。

34 ページをお開きください。

2 項・土木施設災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業において、町道等の復旧に要する経費 5 億 5,115 万 7,000 円を、3 項・都市施設災害復旧費では、都市施設災害復旧事業において、神田・柿迫緑地のり面の災害復旧に要する経費 5,667 万 5,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

36 ページ中段をごらんください。

4 項・文教施設災害復旧費では、公立学校施設災害復旧事業において、熊野第二小学校プール周辺の土砂撤去に要する経費 500 万円、社会教育施設災害復旧事業において、筆の里工房駐車場、町民グラウンド南側水路土砂浚渫工事に要する経費 3,250 万円を計上するものでございます。

最後に、13 ページまで戻っていただきたいと思っております。

第 2 表の地方債補正ですが、災害復旧事業債として、合計 2 億 2,180 万円を追加するものでございます。

平成 30 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）についての説明は以上でござい

ます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

諏訪本議員。

4番（諏訪本） 6月の補正段階で88億、それからこのたびの分で、今ありましたように21億、約22億に近い増ということになっております。そういう中で、基金の繰り入れ等が6億4,000万、それから町債が2億2,000万というような増になっておりますけども、ちょっと私が心配しておるのは、町の基金が幾らぐらいあるのかと。ちょっと聞くところによると15億ぐらいあるというような話を聞いております。

そういう中で、災害で町が財政破綻をすることは無いという話も聞いておりますけども、そこら辺の懐ぐあいと申しますか、そういったことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

あわせて、公債費、起債ですね。起債関係のほうにつきましても、トータル今までで起債残高が190億だったですかね。119億、120億ぐらいの起債残高がありますけども、余りにも財政が苦しくなるような状況がないようなことをちょっと、財政が逼迫することがないように、ちょっと危惧いたしております。そこら辺のことについて御説明というんですか、お知らせしていただきたいというように思います。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） まず、基金の状況でございますが、財源不足を調整するための財政調整基金につきましては、平成29年度末で15億円強ございました。これがこのたびの災害によりまして5億1,600万強の取り崩しを行うということで、本年度末で6億2,500万程度に減少するという状況となっております。

これにつきましては、またこれは9月議会のほうで改めて提案させていただきたいと思っているんですけども、当初、一般財源で充てることとしておりましたものを、起債のほう、地方債のほうに切りかえたりして、この基金の取崩額を極力少なく済むような形で財源更正のほうを今後するために調整をしたいと思っております。

そういうことで、このたびの災害につきましては、いずれにしましても災害救助法の適用とならないような事業費というもの、これはどうしても一般財源のほうで賄わなければいけないということがございますが、極力執行につきましては精査をしていきたいというふうに思っております。

このたびの災害につきましては、災害救助法はもちろんでございますが、激甚災害の対象になっておりますので、地方債を起こしてもその償還についてはかなりの部分で地方交付税のほうで補填がなされてまいりますので、実質公債費比率といったような、そういった率が急激に上がるということはある程度避けられるのではないかと思っておりますが、ちょっとまだ全体像が見えておりませんので何とも申し上げられませんが、一応基金についても取り崩しが極力少なくなるような方策で、実質公債費比率についても抑えられるような形をとっていく、それに努めてまいりたいと思っております。

それと、一般財源が、いずれにしてもこういった災害が発生しましたらかなりの部分、激甚災害と言いましても持ち出しがふえてまいりますので、このあたりについて町長のほうからも国等に、こういった財政措置について、要望について行っているという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。基金のほうにつきましても約3分の1ぐらいをこのたび取り崩すというようなことの数字が出たものですから、ちょっと心配しておりました。今後ともひとつよろしくお願いしたいというように思います。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

山野議員。

~~~~~

12番（山野） ちょっと聞き落としたのかなと思うんですけども、34ページの都市施設災害復旧費のところ、5,667万。これ柿迫とおっしゃいましたけども、柿迫のどの辺なんでしょうか。神田でしょう。神田。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 御質問の件ですけれども、神田と、神田は二河川のところ大きく崩れております。それが1カ所と、柿迫はコミュニティセンターの裏にちょっとのりがあるんですが、そこが豪雨によって少しずれておりますので、その復旧費ということでございます。

以上です。

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第6、議案第51号、専決処分した平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第51号、専決処分した平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,162万6,000円とするもので、平成30年7月豪雨災害の被災に伴う下水道施設復旧に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、歳入において、一般会計からの繰入金を計上し、歳出において、大原ハイツの公共ます及び管渠補修工事等に係る経費を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

~~~~~

6番（片川） 済みません、ちょっと聞き逃しました。歳出はどこからおっしゃったんですかね。もう一度お願いします。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 歳出におきましては、大原ハイツの公共ます及び管渠補修工事に係る経費を計上させていただくということでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） いいですか。ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第7、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害等の復旧・復興作業に関するものでございます。災害等により、全国の自治体に職員の派遣を依頼した場合の派遣職員に対する「災害派遣手当」の支給について、新たに定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~

総務部次長（堀野） 議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料の3ページ、資料2をごらんください。

初めに、1の「改正の趣旨」でございます。災害等による復旧・復興作業につきまして、他の自治体から職員の派遣を依頼する場合、派遣を受けた地方公共団体は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給する必要があるため、手当の新設について、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の「改正の内容」をごらんください。職員手当の中に災害派遣手当を新設いたします。この災害派遣手当は、武力攻撃災害等派遣及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣においても適用いたします。

次に、3の「手当の支給対象」をごらんください。手当の支給対象につきましては、他の地方公共団体から災害応急対策または災害復旧もしくは復興計画の作成等、国民の保護のための措置の実施、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、地方自治法に基づき派遣された職員が、住所または居所を離れて本町の区域に滞在することを要する場合の職員に支給いたします。この派遣は、地方自治法に基づく派遣であることから、派遣された職員が本町の職員の身分をあわせ持つこととなるため、当該手当の支給

が可能となるものでございます。

次に、4の「手当額」をごらんください。規則で定める額といたしまして、資料の表にある額を定める予定としておりますが、これにつきましては、国による災害派遣手当の額の基準に準拠するもので、広島県も同様の額を定めております。

最後に、5の施行年月日につきましては、公布の日からといたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第8、発議第1号、熊野町議会災害対策特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） それでは、発議第1号につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のところではございますが、先般の平成30年7月豪雨によりまして、町内全域で大規模な土石流が発生するなど、多くの住民が被害に遭いました。特に、川角地区におきましては、12名の尊い命が失われたところでございます。

この平成30年7月豪雨による災害を踏まえまして、今回のこの災害、そして今後、



地震を含む自然災害が発生したときに、議員間で被災状況等を共有し、住民の安心・安全の確保、そして熊野町の将来に向けたまちづくりについて調査検討する必要があると考え、このたび熊野町議会災害対策特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び熊野町議会委員会条例第5条の規定により提案するものでございます。

委員の定数は16名とし、期間といたしましては調査及び審査が終了するまで、閉会中も継続して行うものといたします。

以上、趣旨説明といたします。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより発議第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

ただいま設置された熊野町議会災害対策特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することと決定いたしました。

熊野町議会災害対策特別委員会の委員定数は16人です。よって、全議員16人を委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって全議員16人を委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10時16分

再開 10時18分

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

熊野町議会災害対策特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。委員長に荒瀧議員、副委員長に片川議員。

以上でございます。

先ほど熊野町議会災害対策特別委員会委員長から、熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。熊野町議会災害対策特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程第1として議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、熊野町議会災害対策特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10時19分

再開 10時30分

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第1、熊野町議会災害対策特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

熊野町議会災害対策特別委員会委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続審査・調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆様、大変お疲れさまでございました。

(散会 10時31分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員